

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等（以下「反社会的勢力等」という。）との関係遮断を徹底するために、次のとおり取り組みます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係の構築に努めます。また、不当要求等が行われた場合には、これらの外部専門機関と連携し、適正に対応します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行いません。

平成 26 年 4 月 1 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター